

日中における多文化共生社会の可能性に関して

— 国民国家建設の視点に基づいて —

高 明潔



ただ今紹介されました高明潔と申します。報告する内容は予稿集の64頁にまとめていますが、本日の報告内容は若干変更した部分があります。

本報告は国民国家建設の視点から日中における多文化共生社会建設の現状と課題を提示した上で、そのそれぞれの可能性を検証してみたいものです。

1. 国民国家建設と多文化共生との関連付けについて

本報告でいう国民国家建設の視点とは、アメリカの政治学者スタイン・ロッカ (Stein Rokkan 1921-1979) に提示される国民国家建設における四つの段階 (モデル) を言います。

- ・ 国家建設-state formation (浸透段階)
- ・ 国民形成-nation building (標準化段階)
- ・ 大衆民主主義-mass democracy (参加段階)
- ・ 福祉主義-welfare state (分配段階)

時間の関係で四つの段階については具体的な説明は省きますが、新しい時代に入り、歴史的な転換期を迎えている現在になっても、このモデルが国民国家建設につながる多民族・多文化共生社会の可能性を検討するに当たって重要な意味を持っていると思っています。ここではまず、多民族・多文化共生の可能性に関する考察を行う際、国民国家建設の視点も必要になる報告者なりの視点を述べてみたいのです。

まずは、現代社会における多民族・多文化社会の「国民」や「住民」には、かつてのような一定的民族からなる「国民」や住民とは異なる要素が織りなされる状態は、次第に一般現象になってきているからです。

1960年代以後、アジア・アフリカの新興国の建設につながる旧植民地の人々の旧宗主国への移動、1970年代のヨーロッパ側の先進国による契約労働者の招致、1980年代の冷戦の終焉や、1990年代初期に進んできたグローバル化などの流れに基き、とりわけ外国人移民を大量に受け入れている先進国の場合、国籍取得政策にもつながって、かつてのような、国民の95%以上は一定の出自的な民族からなる「文化的に均質な国民」、という状況は次第に変わったようになってきています。

例えば、最近、これまで移民を大量に受け入れ、移民集団が国民の三分の一、さらに半分を占めている動向は欧米側に現れています。これに関連して、国民国家建設の目標は、つまるところ人々の限定的な地域・集団への直接体験に基づく愛郷心や民族的アイデンティティを超えた国民的アイデンティティ (国民共同体) を形成することを目指しますが、しかしながら、その一方で、移民集団とホスト社会との対立、また移民を取扱する政策の変化等の新たな動向は、移民側とホスト社会両方のナショナリズムの復帰する現象も現れてきます。

例えば、これまで文化的同化主義も取らずに、また多文化主義も取らずに主に反差別を重視していたイギリスでさえ、移民問題を巡

ってEUから離脱するようになっていきます。もちろん移民問題はイギリスのEU離脱する主な原因ではありませんが、欧州側の外国人移民の増加につながる外国人と在来の国民との間の賃金格差を生み出してしまいう現実問題も、その原因の一つことは否定することはできないと思います。

それから、これまで政治と経済両分野の利益を重視する多元主義を取ってきた移民国家アメリカの場合には、トランプ政権により、またトランプ革命といってもよいが、政治と経済両分野を支えてきた移民集団（アメリカ国民の一部でもある）の中、社会参加度合の低い人々に対する福祉政策の是正や、非法移民の排除、自立精神というアメリカの建国精神への回帰、という移民問題につながる政治的改定を行っています。

このような欧米諸国における移民政策の変化は、すでに過去のものになり、不要なものになる「ナショナリズム」や「国民国家建設」という現象に再び回帰しているのではないかと思います。そこで、中国と日本のような既存している多民族国家、または多文化共生社会の持続可能性についても検討する必要があるのではないかと思います。

勿論、日中両国はそれぞれの歴史過程を有し、国全体の意思決定のシステムも異なりますが、ともに現代社会の国民国家として、グローバルが進んでいる現在、国民国家建設や国民共同体建設に当たっては、共通的な課題を抱えるかもしれないと思った上で、今回のシンポジウムのメインテーマに対応して本日の報告内容を試みにするようになっていきます。

2. 日本の多文化共生の取り込みについて

日本の場合、これまで、前近代以前から形成された隣の中国のような多民族国家でもなければ、アメリカやカナダやオーストラリア等のような従来の移民国家でもなかったです。日本は単一民族国家であるという認識が

一般的になってきたのは、日本人、日本民族というのが、日本の国民の90%以上を占めているからです。即ち、日本は文化的に均質な国民からなる国民国家という認識が一般化されています。また、日本の国民国家建設の歩みも、多民族・移民ならなる国民国家のそれとは異なるので、長い間に、日本はマイノリティの存在や文化的差異の問題が論じられることが稀な国であると見なされましたが、しかしながら、現在は状況が変わりました。

日本法務省の統計によれば、2016年度6月末時点での在留外国人数は230万を超えており、過去最高を記録しています。在留外国人の在留資格別で見ますと、「永住者」、「特別永住者」、「定住者」等の中長期滞在者が約60%以上を占めており、残り40%の人々は研修生や留学生等の短期滞在者です。帰化という日本国籍に変更した外国人を除き、この統計で、日本における外国人（移民）の定住化が進んでいることが分ります。

このように、移民と呼ぶに相応しい外国人が日本で定住し、または半定住するようなケースが増加することに、過去をめぐる沖縄地方や沖縄住民、またアイヌのエスニシティをプラスしますと、客体とする外国人住民は、ホスト社会との間の触れ合いや対立や摩擦、またホスト社会への参加度合により、日本社会に一定の刺激を与え、日本社会の多文化や多言語化の一端を担うようになっていきます。その一方、日本の地方自治体においても、多様な文化を取り入れつつあった上で、日本社会にも多文化共生共存現象が現れてきています。例えば、

- ・行政の多言語サービス・コミュニケーション支援策
- ・他国の建築様式が織りなす都市景観、郊外型や観光型の「～～タウン」、「～～村」
- ・交通手段における多言語表示や案内

- ・エスニック・ビジネス（多国籍料理や食料品店など）
- ・多言語メディアや教室の不干渉
- ・合法的な外国人団体や協会や組織の不干渉
- ・外国人の民族的集いや年中行事の不干渉
- ・専門的・技術分野で就業する外国人の受け入れ
- ・移民政策に取り組む研究組織の発足

等が日本社会にとっても、すでに普通の現象となっています。VDR に映されている写真は新宿にあるお店の多言語の看板です。また次の写真は、地方の中国系の子供たちが春節の頃に集まって歌っている様子です。それ以外にも、在日コリアンに対する日本語教室やブラジル人に対する日本語教室も普及しており、これは一般現象となっています。

日本は現在、多文化主義を採用するカナダやオランダ、オーストラリア等と異なり、多文化主義を標榜しておらず、同時に同化主義を取ることを明言しているフランスとも違って、外国人の日本国籍を取得することに関しては親のどちらが日本人であるという血統主義によるものや、個人の自由選択による帰化というものがあります。外国人や帰化者に関する政策の中では、法務省が担当する「出入国管理政策」「外国人法」と、総務省に設けている「多文化共生の推進に関する研究会」が担当する多文化共生（統合）政策がある。

また、1991年に発足された「日本移民学会」および、2008年に発足した「移民政策研究会」等があり、これらの組織は毎年大会を開催し、学会誌を発行しています。これらの研究会では日本における多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されており、

総務省の多文化共生推進研究会に出された報告書では、外国人住民に対して、①コミュ

ニケーション支援、②生活支援、ただ生活支援はほぼ福祉関係のもの、③多文化共生の地域づくりといったように、それぞれの内容を細かく設定されています。このように、日本における多文化共生に関する諸措置を、アメリカや欧州側の多民族国家の移民に対する福祉政策に類似する点があると同時に、欧米側ほど著しい人種・民族差別がないようです。この事実から日本における多民族・多文化共存共生に関しては新たな可能性があると思います。

3. 中国の多民族共生政策について

前近代期から始めた中国の「国家建設」は、ロッキンのモデルからみれば、現在に至り依然として浸透段階、つまり *State Formation* のものです。浸透段階とは、従来の中央統合システム（なかでも武力行使、または一定の地域空間内のローカル政権か権力保持者を中央政権の統御下に置くことなど）に基づいた国家全体主義的な資源開発や経済、文化に関する政策によって、領土内の秩序を形成し維持してきたものであります。今、最もこの段階にありながらも安定している主権国家であり多民族共生国家を象徴するものは、現行する憲法に定めている「民族区域自治政策」です、規定には「中国領内のすべての少数民族は、（国民として）居住地域で自治を行い、自らの言葉や文字を使用する権利がある」などと規定されています。（『憲法』「民族区域自治法」より）

この「民族区域自治政策」をもとに、中国領に生活しているすべて人々は、民族的出身と関係なく、同じ中国の国民として、国籍上では中国人と認定されています。そこで、公式語の習得や学校教育やマスメディア、愛国主義的教育などを通して、国民形成-nation building（標準化段階）を迎えてきた中、国民共同体の形成に力を注いできています。

また、中国では近年、ロッキンが言う大衆民主主義-mass democracy (参加段階) を迎えるような動向、即ち、先ほどの服部先生の報告内容でも少し触れていた活発化される民間メディアに提供されている環境に繋がる動向が現れてきています、具体的には、民間メディアへの自由投稿が可能になることにより、またソーシャルサービスが進んできていることにより、これまでお互いに知ることができなかった異質な少数民族の人々、または周辺社会に対する理解と共感を獲得することも次第にできるようになった現象も一般的になっています。これは、間違いなく国民共同体の建設を促進するのに有利な条件であると考えています。現在、貧富の差、民族問題を含めるさまざまな社会問題を抱えている中国は、先進国のような福祉社会ではありませんが、多文化共生が持続可能になってきたことも事実であります。いずれ国民国家建設における大衆民主主義段階や福祉段階を迎えてくるに間違いないと考えます。

4. 日中における多文化共生取り組みの課題

両国の多文化共生の共通点は、二点にまとめる事が可能だと思います。

一つ目は背景を異にする国民同士の異質な文化を容認し、多文化が混在し、対等な関係を築こうということを目指す点です。

もう一つは異質文化に対して表だって同化政策を採ることはないが、国民の標準化や社会全体(国家)への参加を図るために、少数民族か移民集団を所属国・居住国の主流文化に同化させることです。

これは、欧米側に主張される多文化主義における二重文化化を奨励する実践に類似しています。すなわち、出身民族や国の文化への文化化を奨励することや容認することと同時に、所属国や在住国の全体社会の規範や法、価値観への文化化を奨励することや容認する

ことです。時間の都合上、もっと具体的な説明を省きますが、現実問題として、中国も日本でも、異民族同士の結婚や国際結婚や、国籍取得するに関しては、当事者の自由意思によって可能ですが、日本では外国人や移民団体の組織を認め、それらの活動に対しては不干渉の立場に立っておりますが、しかし、これだけでは、少数民族や移民側の人々が国民として社会参加する原因やレベルを証明することはできません。

両国に採択された教育制度や言語政策につなげて考えますと、例えば中国では国語ができなければ、民族語がいかにも上手くても、社会参加レベル上では問題があります。日本も同様であろう。日本の場合は、日本語の習得は外国人か帰化者という国民の日本社会参加するための先決条件であり、また、社会参加ができたとしても、言葉の問題は一定の分野に排斥されたり、差別されたりする原因となります。

これだけでも、日中両国における多文化共生と国民国家建設との関連する共通点は、外国人や少数民族の住民に対する教育・言語政策は、住民間のコミュニケーションをとるための措置である一方、国民としての標準化を図る重要な手段でもあることが分ります。勿論、このような住民の標準化度合は、国民国家建設における参加段階 Mass Democracy の可能性やレベルの先決条件ですが、日中両国とも数多くの課題を抱えています。例えば、中国少数民族の言葉(民族語)は、法的な地位は国語には及ばさないこと、日本では帰化した外国人の参政権問題も一例であろう。

もう一つ共通の問題点は、国民共同体形成の本質として、国民間や住民間の差異に対する差別です。これは、両国の政策環境とは関係なく、差異に対する無意識的な差別が国民同士の潜在意識に深く根付いていることは否定できません。中国の場合は、先入観によ

る周辺社会に対するネガティブな評価や、漢文化をコードとした異質文化への差別現象、いわゆる民族問題のほとんどが先入観による差別問題により引き起こした問題です。また、国民国家建設の浸透段階として、国家主義による少数民族地区の資源開発やそれに関する利益分配に生じた課題も取り上げます。

しかしながら、それと同時に、現在、高度な経済発展を遂げており、浸透・標準・大衆参加という三つの段階が混成する現象が現れてきた多民族国家中国は、今後、どのような方向に向かってゆくのか、また、これまで通りに独自の形で国民国家建設の目標を実現していくか、については報告者が興味津々で見守っていくつもりです。

そして、日本に関しては、過去につながる在日韓国人への差別、ヘイトスピーチや、2016年6月の自衛隊メンバーの沖縄住民に対する“土人”“土俗”や“支那人”のような差別的用語、日本的であるかというコードによる外国人への目線、地方自治体に採択されている移民集団に対する福祉政策に対し一部地元住民からの反発等も例として取り上げます。

とりわけ高齢化社会にある日本の場合は、労働力として移民の受入を増加させる政策の在り方が本格的に問われる段階を迎えていると思います。もちろん、移民受け入れに関しては、高度な専門技術を持つ移民を受け入れたことは、日本の経済発展にはプラスの影響を与えることは否定することはできませんが、しかしながら、イギリスやアメリカ等の先進国のように、国民統合の一環としての経済的平等化ということは、現実には外国人と在来の国民との間の賃金格差を生み出してしまいう現象が外国人移民を迎えつつある日本にも現れる可能性が高い、このような現象をどのように解消しますか、今後日本の政策環境につながると思い、報告者の最も関心を寄せる考察対象になります。

現在日本は多文化共生政策について、多文化主義か同化主義かは両主義を取ることは明示されていないし、また、沖縄の地域集団や北海道のアイヌ人集団および外国人というエスニシティに関しても、移民を受け入れる政策は国との連携なしに、もっぱら地方自治体に委ねられているように見えますが、アメリカの政治学者ミシェル・ヴィオル氏の「今や日本はモダニティの今後の変化を問う格好の実験室とみることができる」という言葉の通り、多文化共生を容認してきた日本は、欧米とは異なる外国人・移民政策をとることが可能でしたら、国民国家建設に関する新しい多民族・多文化共生社会のモデルを提供することも可能であろうと期待しております。

以上、ご清聴をありがとうございました。

[主な参考図書・資料]

1. 古田雅雄「比較体系史—S.ロッカンの国民国家形成論」
www.ic.nanzan-u.ac.jp/EUROPE/kanko/.../01huruta-3.pによりコピー、閲覧.
2. 近藤 敦編著：『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店、2011
3. 高明潔「民間マスメディアにおける国民建設—映像分析に基づいて」NIHU 第10回「日中社会構造研究会」愛知大学拠点 2016年
4. ミシェル・ヴィオル著、宮島喬・森千香子翻訳『差異—文化とアイデンティティの政治学』p24より、バラン書店、2001年
5. 「多文化共生リソースセンター東海」
HP<http://blog.canpan.info/mrct/archive/362>より